

---

# 多賀城市地域防災計画修正概要

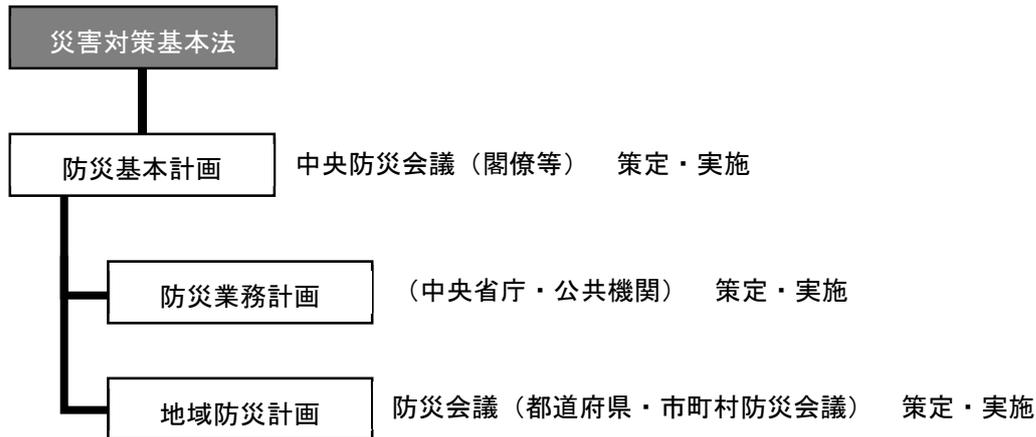
---

# 1 地域防災計画の概要と修正経過

## (1) 地域防災計画の概要

「地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、多賀城市防災会議が策定するものです。市域の保全を図り、各種災害から市民の生命と身体、財産を守るため、行政と市民、事業者など関係団体が一体となり、それぞれの持つ能力や機能を発揮し、相互に連携しながら地域防災力を高めることを目指しています。

### ※計画の体系



## (2) 修正の経過

多賀城市地域防災計画は、昭和44年10月に当初計画を策定し、その後の国や県の動向に合わせて、8回の修正を行っています。

直近の地域防災計画の修正については、令和5年3月に実施し、これは、令和4年5月に宮城県が津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、最大クラスの津波浸水想定結果を公表したことなどを踏まえ、上位計画や法令や制度等の変更に合わせて、大きな見直しを行ったものです。

年月	修正区分	修正の概要
昭和44年10月	当初計画策定	▶ 新規作成
昭和59年4月	全面修正 (第1回変更)	▶ 昭和53年6月の宮城県沖地震の発生等を踏まえて修正
平成10年7月	全面修正 (第2回変更)	▶ 昭和61年8月及び平成6年9月の大雨被害、平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成9年6月の宮城県地域防災計画(震災対策編)の修正を踏まえて修正
平成17年8月	一部修正 (第3回変更)	▶ 国の宮城県沖地震の長期評価や宮城県第三次地震被害想定調査結果、平成16年5月の宮城県地域防災計画「震災対策編」の修正を踏まえて、地震災害対策編を修正
平成20年3月	一部修正 (第4回変更)	▶ 平成17年7月、国の防災基本計画が中央防災会議により修正が行われた ▶ また、平成16年12月に発生したインド洋津波被害を教訓とした津波防災対策の充実が反映されたことを踏まえ、地震防災対策推進計画編を新設、合わせて津波被害対策編を整理

年月	修正区分	修正の概要
平成 21 年 3 月	一部修正 (第 5 回変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成 17 年 6 月に交付された水防法の改正により拡充、充実された洪水情報伝達の見直しに伴い、風水害編を修正。また、その他災害対策においては、平成 10 年 7 月以来、修正を行っていないことから経年変化及び上位計画との整合を目的に修正</li> </ul>
平成 26 年 3 月	全面修正 (第 6 回変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、国の「防災基本計画」の大規模な見直しを実施された</li> <li>▶ 災害対策基本法の改正に合わせ、災害救助法などの防災関係の法令改正が行われるとともに、様々なマニュアル等の修正が継続的に実施されたことから、国・県計画との整合を図るため、計画の構成を含めた全面修正を実施</li> <li>▶ また、放射能汚染問題や大流行が危惧されている新型インフルエンザ問題に対応するため、新たに原子力災害対策編と新型インフルエンザ等対策編を新設</li> </ul>
平成 30 年 3 月	全面修正 (第 7 回変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成 26 年度以降の法令改正、県計画の修正等を踏まえた構成及び内容の修正を実施</li> <li>▶ 地域防災計画を構成する地震対策編、津波対策編、風水害対策編、原子力対策編等の記載内容の統一を図るとともに、市組織体制の改編に合わせた分掌事務の所管等の修正を実施</li> <li>▶ 公文書表記や国・県計画の修正に合わせた表現の統一、誤植の修正を実施</li> </ul>
令和 5 年 3 月	全面修正 (第 8 回変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 令和 4 年 5 月に宮城県が公表した津波浸水区域や平成 30 年度以降の国の防災基本計画、県地域防災計画、法改正等を踏まえ、大きな見直しを実施</li> <li>▶ 主な見直し事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難対象区域の改正</li> <li>・大津波警報発表時の指定避難所等の改正</li> <li>・非常配備体制の変更</li> <li>・水防法改正に伴う洪水特別警戒水位及び避難情報発令対応の変更</li> <li>・避難情報に関するガイドラインの策定等に伴う改正</li> <li>・避難行動判定フロー活用の推奨</li> <li>・マイ・タイムライン作成の周知</li> <li>・感染症対策の追加</li> <li>・在宅者対応・個別避難計画策定の追加</li> <li>・広域避難対策の追加</li> </ul> </li> </ul>
令和 7 年 3 月 (予定)	一部修正 (第 9 回変更)	次ページ以降参照のこと

## 2 地域防災計画の主な修正点

### (1) 国の防災基本計画修正点

#### ア 多様な主体と連携した被災者支援

##### (7) 都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化

災害時に、専門性を有するNPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う組織である災害中間支援組織について、都道府県による育成や関係団体の連携強化に関する役割が示されたもので、県の地域防災計画に合わせ、本市計画に反映するものです。

##### (イ) 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化

災害ボランティアセンターの運営等を行う多賀城市社会福祉協議会との連携や役割分担の努めについて、新たに盛り込まれたことから、本市計画に反映するものです。

##### (ウ) 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

被災者一人ひとりの被災状況を細やかに把握し、市や関係機関が連携しながら、支援を展開していく仕組みである災害ケースマネジメントについて、その考え方や実施していくことについて新たに盛り込まれたことから、本市計画に反映するものです。

#### イ 国民への情報伝達

##### (7) 長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達

気象庁の緊急地震速報の発表基準に、「長周期地震動階級」が追加（令和5年2月1日）されたことに伴い、その内容等について、本市計画に反映するものです。

※長周期振動について（出典 気象庁ホームページ）



#### (イ) 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施

国（総務省）及び電気通信事業者の通信障害が発生した時の復旧の見通しや代替の通信手段の確保、国民に対する情報提供の責務について新たに盛り込まれたもので、本市計画に直接的な影響はありません。

#### (ウ) 障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

国（内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省）及び地方公共団体による障害の種類及び程度に応じて緊急の通報を円滑に周知するため、多様な手段による仕組みの構築について盛り込まれことから、本市計画に反映するものです。

#### ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る修正

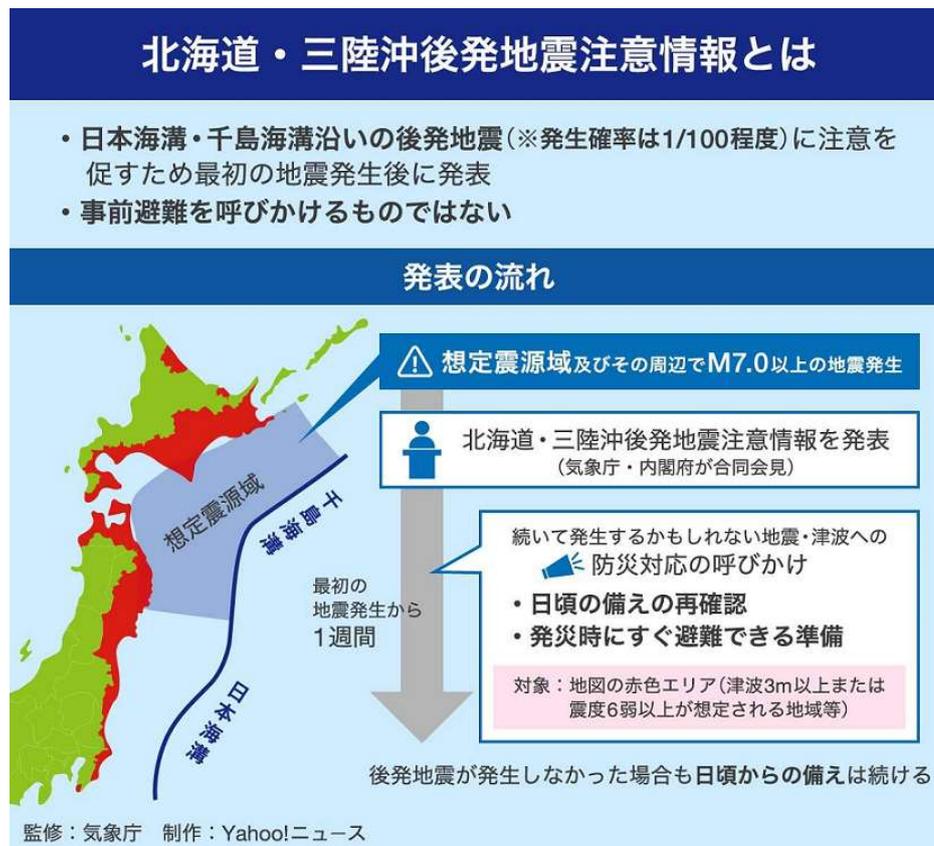
令和4年12月から運用が開始された「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について、その内容を盛り込むため、本市計画に反映するものです。

##### ※北海道・三陸沖後発地震注意情報とは

日本海溝・千島海溝沿いの領域では、モーメントマグニチュード（Mw）7クラスの地震が発生した後に、更に大きなMw8クラス以上の大規模な地震が発生した事例なども確認されており、今後も同様の事象が発生する可能性があることから、注意喚起の発表を発するもの

（※先に発生した地震を先発地震、これ以降に引き続いて発生する地震を後発地震と呼ぶ。）

※北海道・三陸沖後発地震注意情報とは（出典：気象庁ホームページ）



#### エ トンガ諸島の火山噴火による潮位変化等

令和4年1月15日発生したトンガ諸島の火山噴火による潮位変化を踏まえ、津波観測点で観測された潮位変化に関する情報伝達について盛り込まれたことから、本市計画に反映するものです。

## (2) 県の地域防災計画修正点

国の防災基本計画の修正点を踏まえたもののほか、以下に掲げる事項について、修正が行われました。

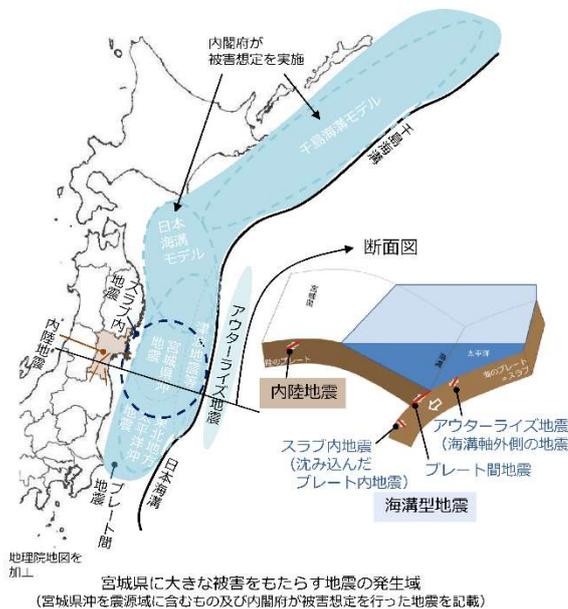
### ア 第五次地震被害想定調査報告書

①東北地方太平洋沖地震、②宮城県沖地震、③スラブ内地震、④長町-利府線断層帯地震の4地震を対象に、県が被害予測、減災目標を定めた報告書（令和5年11月策定）で、本市においても整合性を図るため、本市計画に反映するものです。

#### (7) 対象4地震ごとの被害予測

「資料4 第五次地震被害想定調査報告書 多賀城市被害予測（抜粋）」のとおり、多賀城市の被害概況について、本市計画に反映するものです。

※対象4地震について（出典 宮城県第五次地震被害想定調査報告書（概要））



地震本部・内閣府が評価している地震 ※宮城県周辺のみ抜粋

海溝型地震	
プレート間地震（海のプレートと陸のプレートとの間のずれによって生じる地震）	
東北地方太平洋沖地震型超巨大地震 M=9.0程度 今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%	この表に記載している確率は地震本部によるもので、令和5年4月1日現在、東北地方太平洋沖地震による影響などによりこの数値よりも高い可能性がある。
日本海溝モデル Mw=9.1 切迫性が高まっている(内閣府)	
千島海溝モデル Mw=9.3 切迫性が高まっている(内閣府) 今後30年以内の地震発生確率：7~40% (M8.8程度以上)	
宮城県沖地震 今後30年以内の地震発生確率：20%程度 (M7.9程度) 90%程度 (M7.0~7.5程度) 70~80% (M7.4前後、陸寄り)	
津波地震等 Mt8.6~9.0 今後30年以内の地震発生確率：30%程度	
スラブ内地震 M7.0~7.5程度 今後30年以内の地震発生確率：60~70% ※2011.4, 2021.2, 2022.3など震災後頻発	
アウターライズ地震 M8.2前後 今後30年以内の地震発生確率：7%	
内陸地震（地震本部が長期評価している3地震を記載）	
長町-利府線断層帯 M7.0~7.5程度 今後30年以内の発生確率：1%以下	
福島盆地西線断層帯 M7.8程度 今後30年以内の発生確率：ほぼ0%	
双葉断層 M6.8~7.5程度 今後30年以内の発生確率：ほぼ0%	

#### (1) 減災目標

第五次地震被害想定調査を踏まえ、県が設定した減災目標を本市計画に反映するものです。

#### ※減災目標概要

（出典 宮城県第五次地震被害想定調査報告書 防災対策・減災目標の検討）

##### 目標①

最大クラスの津波をもたらす地震により想定される死者数を、  
今後10年間で概ね8割減少させる。

##### 目標②

宮城県沖地震（連動型）により想定される死者数を、  
今後10年間で概ね半減させる。

### ※第3次みやぎ震災対策アクションプラン

宮城県第五次地震被害想定調査報告書を受けた、具体の対策については、今後宮城県が策定する「第3次みやぎ震災対策アクションプラン（令和7年3月策定予定）」に盛り込まれる予定。当該アクションプランを踏まえ、本市としての具体の対策を令和7年度に防災会議に諮り、改めて多賀城市地域防災計画の修正を行う予定です。

#### イ 宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱の施行に伴う修正

災害時における県内全体の災害医療をコーディネートする組織である「宮城県保健医療福祉調整本部」について、本市計画に反映するものです。

#### ウ 災害対策基本法施行令の改正に伴う修正（緊急通行車両標章等交付制度変更関係）

災害発生前に予め緊急通行車両の確認を受け、緊急通行車両標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けることが可能となったもので、当該制度に関する内容について、本市計画に反映するものです。

#### エ 交通マネジメントの実施体制の構築

東北地方整備局が、応急復旧時に緊急輸送ルートを確保するための渋滞緩和や交通規制を行うことなどについて、本市計画に反映するものです。

#### オ 県復興・危機管理部の組織改編に伴う修正・自然災害の県配備体制の変更

県の組織改編に伴い、本市計画に位置付けられている組織名称について修正するものです。また、災害時の県配備体制の変更については、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された時の県の警戒本部体制の設置に関する修正であり、この点を踏まえた修正を本市でも行います。

### (3) 多賀城市における修正点

#### ア 緊急防災減災事業債活用事業等の掲載

緊急防災減災事業債の活用の際し、地域防災計画への位置付けを要するものが一部あることから、本市及び一部事務組合構成団体として、関連事業について本市計画に反映するものです。

(ア) 母子健康センターに関すること。

(イ) 浸水区域内にある消防団詰所（ポンプ車置場）に関すること。

(ウ) 総合体育館に関すること。

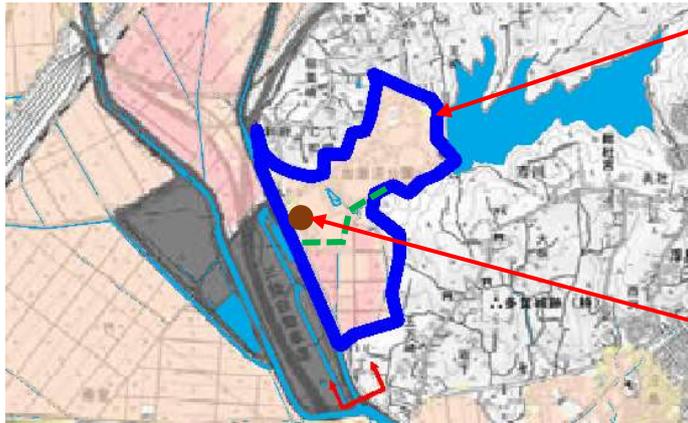
(エ) LEDビジョンに関すること。

(オ) 塩釜消防本部に関すること。

#### イ 勿来川の洪水浸水想定公表（資料5 勿来川洪水浸水想定区域図 参照のこと）

水防法改正（令和3年5月）に伴い、七北田川、砂押川のほか、勿来川についても洪水浸水想定を公表する河川となりました（令和6年5月末日公表）。これに伴い、本市の洪水・土砂災害ハザードマップに一部修正が発生したことから、地域防災計画に掲載している図について修正を行うものです。（市水防計画の修正も発生。詳細は、資料7 多賀城市水防計画新旧対象表参照のこと。）

※砂押川水系砂押川・勿来川・藤田川・榎川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



青枠部分が今回に市において新たに洪水浸水想定区域に追加された箇所です。  
※緑点線は、多賀城市・利府町境界部分。

宮城東部衛生処理組合位置

ウ 内水ハザードマップ

令和6年3月に作成した内水ハザードマップに関する内容を地域防災計画に掲載するものです。

エ その他

資料データの更新、表記誤り等の軽微な修正を行います。